

交 企 第 4 3 3 号  
( 交 指 、 運 免 )  
令 和 3 年 2 月 9 日

交 通 部 内 所 属 長  
各 警 察 署 長 殿

青 森 県 警 察 本 部 長

申請等における住民票の写しの添付省略について

情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第11条及び情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行令（平成15年政令第27号）第5条の規定（別添参照）により、令和元年12月16日以降、住民票の写し又は住民票記載事項証明書（以下「住民票の写し等」という。）の添付が法令上規定されている申請等（申請、届出その他の法令の規定に基づき行政機関等に対して行われる通知をいう。以下同じ。）のうち、確認すべき事項に係る情報を個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。以下同じ。）の提示を受けることで入手又は参照できるものについては、当該法令の規定にかかわらず、住民票の写し等の添付を要しないこととなったことを踏まえ、申請等については、下記のとおり対応されたい。

記

## 1 対象となる手続

- (1) 運転禁止標章の除去の申請  
(道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第9条の16第1号)
- (2) 運転免許証の記載事項の変更の届出（住民基本台帳法の適用を受ける者であって、変更事項が氏名の場合に限る。）  
(道路交通法施行規則第20条第2項第2号)
- (3) 運転免許取得者教育の認定の申請  
(運転免許取得者教育の認定に関する規則（平成12年国家公安委員会規則第4号）第5条第2項第1号)
- (4) 自動車運転代行業における安全運転管理者の選任の届出  
(国家公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則（平成14年国家公安委員規則第11号）第5条第2項第1号イ)
- (5) 自動車運転代行業における副安全運転管理者の選任の届出  
(国家公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則第5条第2項第2号イ)

## 2 具体的対応

1 の手続に当たって申請者又は届出者から、住民票の写しの添付に代えて個人番号カードの提示がなされた場合には、当該個人番号カードによって本人確認を行い、住民票の写しの添付を求めないこととすること。

なお、個人番号カードの提示がなされない場合の対応については、これまでと同様であるので留意すること。

## 3 その他

1 の手続以外の手続については、個人番号カードの提示は、住民票の写しの添付の代わりとならないことに注意すること。

### **【本件担当】**

交通企画課交通部企画係  
交通指導課指導取締係  
運転免許課企画係

## ○情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）（抄）

第11条 申請等をする者に係る住民票の写し、登記事項証明書その他の政令で定める書面等であつて当該申請等に関する他の法令の規定において当該申請等に際し添付することが規定されているものについては、当該法令の規定にかかわらず、行政機関等が、当該申請等をする者が行う電子情報処理組織を使用した個人番号カードの利用その他の措置であつて当該書面等の区分に応じ政令で定めるものにより、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、当該書面等により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合には、添付することを要しない。

## ○情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行令（平成15年政令第27号）（抄）

（法第十一条の政令で定める書面等及び措置）

第5条 法第十一条の政令で定める書面等は、次の表の上欄に掲げるとおりとし、同条の政令で定める措置は、同表の上欄に掲げる書面等ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

書面等	措置
一 住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第十二条第一項に規定する住民票の写し又は住民票記載事項証明書	次のいずれかに掲げる措置 イ 電子情報処理組織を使用する方法により行う、個人番号カードに記録された電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）第三条第一項に規定する署名用電子証明書及び当該署名用電子証明書により確認される同法第二条第一項に規定する電子署名が行われた情報の行政機関等への提供 ロ 電子情報処理組織を使用する方法その他の方法により行う、氏名、出生の年月日、男女の別及び住所の行政機関等への提供 ハ 個人番号カードの行政機関等への提示
二～五 （略）	（略）